

5. まちづくりの進め方—「海峡・夢・未来」—

(1)まちづくりの進め方

当地域の多様化するニーズや時代の動向に柔軟に対応できるまちづくりを進めるとともに、住民ひとり一人が主体的に参加し、地域の課題解決にも挑戦する。

◆まちづくりに貢献できる人材の発掘と登用

行政や事業関係者のみでなく学識経験者等も含め、住民主体のまちづくりに関心を持ち、明日のまちづくりを担える人材による組織体制作りを進める

◆地域の歴史文化の資源等を最大限有効に生かす

当地域の強みである「歴史・文化の財産」並びに「産業経済面」をまちづくりの資源として、最大限有効に生かし、まちづくりの価値を高める

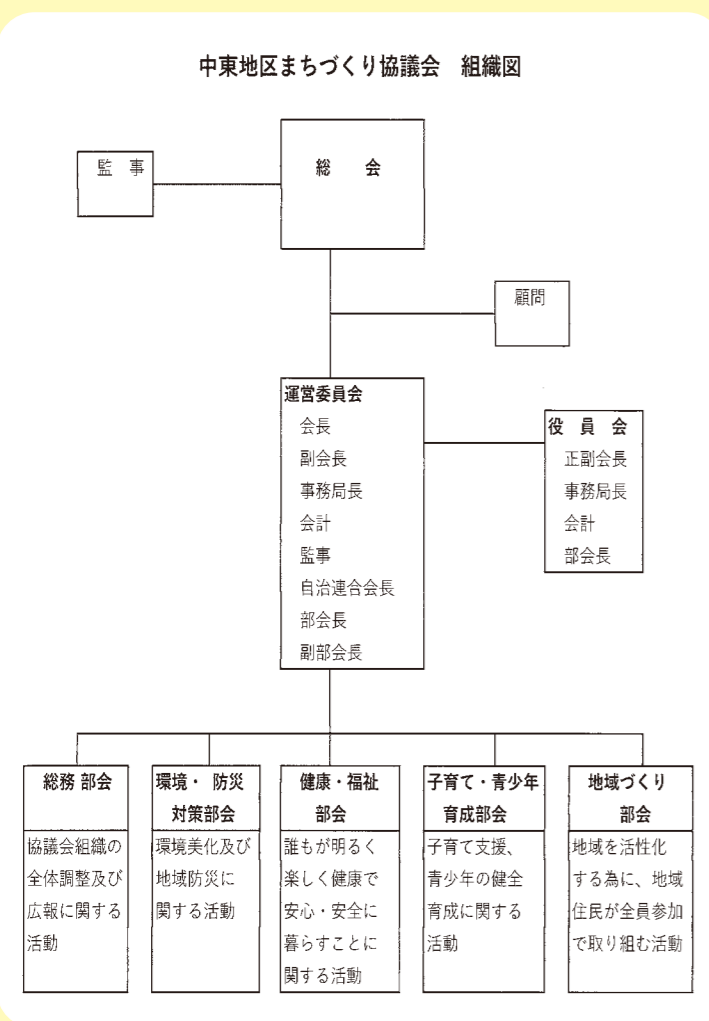
◆将来に向けて柔軟に広がりのある計画性を立てる

部会が積み重ねたこれまでの実績などを尊重しつつ、地域の強み・ビジョンを共有化し、着実に前進できる実行計画とする

(2)まちづくりの推進体制

平成26年9月に制定された「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を受け、策定した「中東地区まちづくり協議会規約」（平成27年10月）に基づいて、協議会の構成員である「地区内の居住者（市民）」「市民活動団体」「事業所に勤務する人」「学校等に通う人」と、行政関係者及び市議会議員等がまちづくり計画の推進の担い手となります。

まちづくりの推進にあたっては、令和元年度（2019年度）に策定した第一期「まちづくり地域計画」（地域コミュニティ・共助の仕組みづくりを目指して）の基本理念を念頭に運営委員会と整合を図りつつ、地域のまちづくりに取り組みます。



「まちづくり地域計画」の位置づけ (下関市基本計画との関連)

| |
|---|
| 下関市総合計画(基本構想・基本計画) 第1次:平成24年～26年 第2次:平成27年～ |
| 下関市における地域内分権の推進方向 【住民自治によるまちづくり】 平成25年8月 |
| 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例 平成26年9月 |
| 第1次下関市住民自治によるまちづくり推進計画 (平成27年～令和2年) 平成27年1月 |
| 中東地区まちづくり協議会規約 平成27年10月 中東地区まちづくり協議会 |
| 第1期まちづくり地域計画(2019年～2023年) 令和元年5月 中東地区まちづくり協議会 |
| まちづくり地域計画(概要版) 令和2年2月 中東地区まちづくり協議会 |
| 第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画 (令和2年～令和6年) 令和2年3月 |

令和2年度

まちづくり地域計画

—地域コミュニティ・共助の仕組みづくりを目指して—

概要版

下関市 中東地区まちづくり協議会

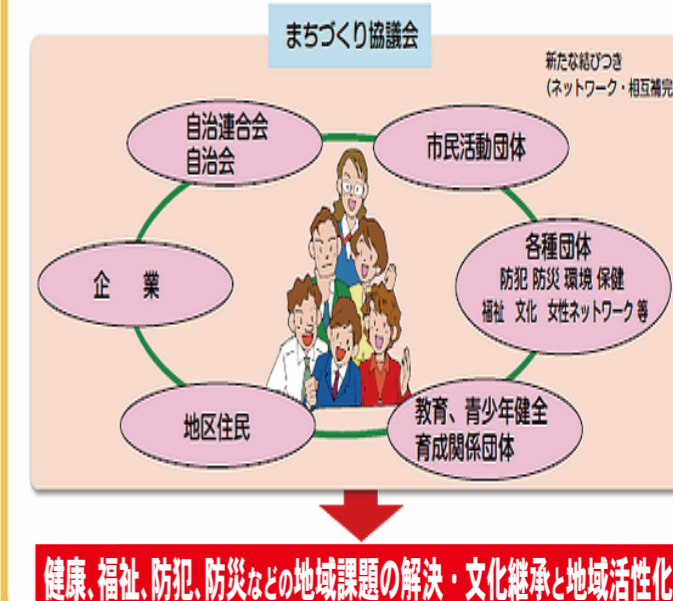
まちづくり協議会はなぜ必要か

家族形態や産業構造などの社会情勢の変化によって、少子高齢化や人口減少が進み、地域の抱える課題も多様化し、これまでの画一的な行政サービスの仕組みだけでは、市民ニーズに対して、きめ細かく対応することが困難となっています。そのため、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、市民や市民活動団体、企業など様々な主体が参加し、自ら課題を発見し解決する仕組みづくりが必要となっています。



まちづくり協議会の組織構成と目的

まちづくり協議会は、地区の皆さんや自治会、市民活動団体、企業などが主体となって構成する地域を代表する組織で、健康、福祉、防犯、防災などの地域課題の解決や地域活性化を目的として活動を行います。



中東地区まちづくり協議会の理念

- 「構成員相互の交流と親睦を図る」
- 「人と人とのつながりを大切にする」
- 「地域の力が発揮できるまちづくり」

中東地区まちづくり協議会

事務局 〒750-0005

下関市唐戸町4-1 カラトピア5F

TEL&FAX 083-250-8380

<http://chuto-machikyo.net>

<https://www.facebook.com/chuutou.machikyou>